
喫煙に関する調査結果と 課題・対策

広島市健康福祉局 保健部 健康推進課

目次

- 01 調査の背景
- 02 市民健康づくり・生活習慣調査
- 03 喫煙対策に関する施設調査
- 04 加熱式タバコについて
- 05 受動喫煙防止対策の課題・対策
- 06 喫煙率の減少に向けた取組

01 調査の背景

- 広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第3次）」の目標の進捗状況及び改正健康増進法に基づく受動喫煙防止対策の状況の把握を実施した。

元気じゃけんひろしま21（第3次）

喫煙率の減少

- 20歳以上の喫煙率 11.3%
- 20歳未満の喫煙率 0%
- 妊婦の喫煙率 0%

受動喫煙防止対策

- 望まない受動喫煙の機会を有する者の割合 0%
(望まない受動喫煙のない社会の実現)

市民健康づくり 生活習慣調査

市民を対象として、計画における目標の進捗状況及び市民の健康状態や生活習慣を調査

改正健康増進法（2020年4月全面施行）

- 望まない受動喫煙防止を目的として、多くの者が利用する施設において、原則屋内禁煙が規定されている。
- 施設の区分に応じて、施設の管理権限者が講ずべき措置等が規定されている。

喫煙対策に関する 施設調査

事業所を対象として、受動喫煙防止対策の法の遵守状況等を調査

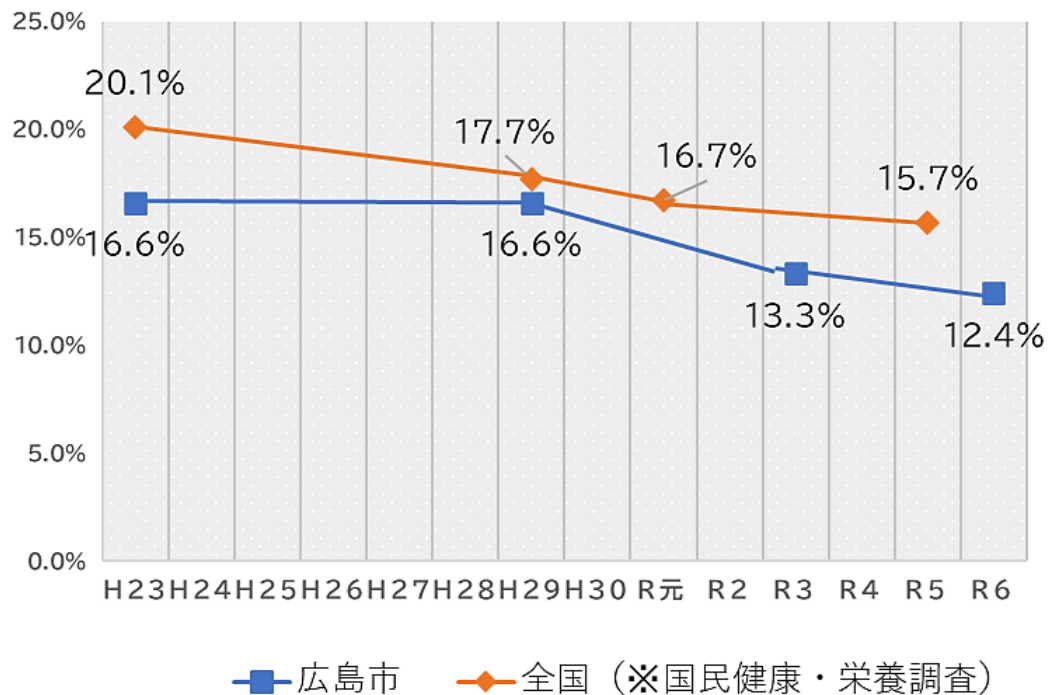
02 市民健康づくり・生活習慣調査

■ 調査概要

目的	広島市健康づくり計画「元気じゃけんひろしま21（第3次）」に掲げている目標の進捗状況及び市民の健康状態や生活習慣を把握することにより、今後の計画を推進するための基礎資料とする。
対象	令和6年7月末現在住民基本台帳に記載および外国人登録されている15歳以上の男女から層化無作為抽出した5,200人
時期	令和6年10月
方法	郵送配布・郵送回収及びWEB回収（有効回答率：45.1%）

02 市民健康づくり・生活習慣調査

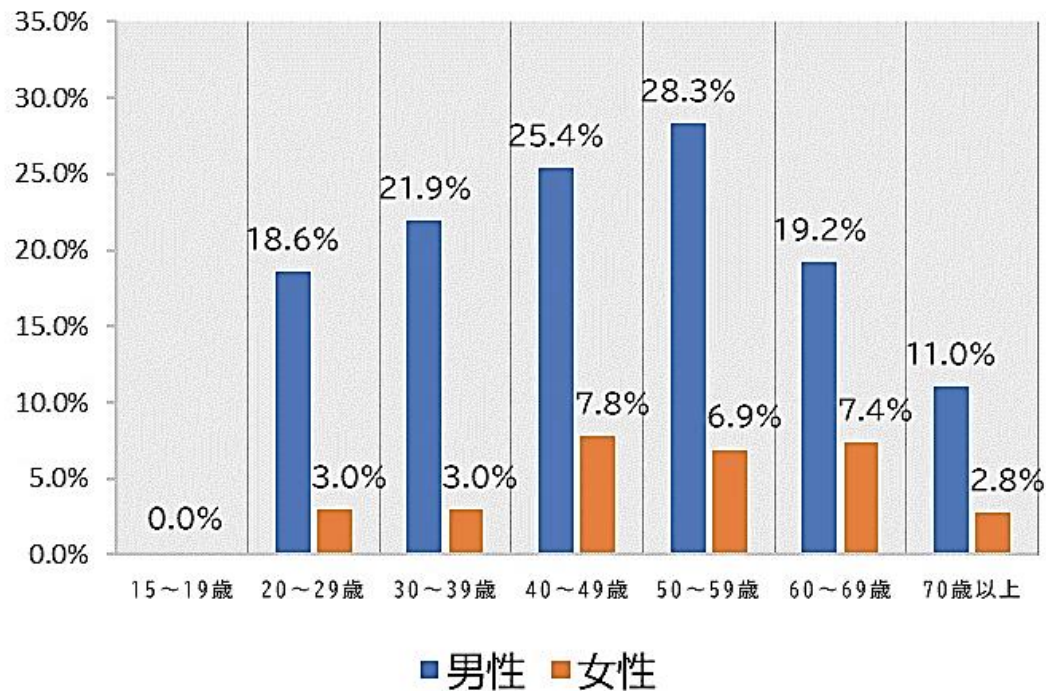
■ 20歳以上の喫煙率



- 喫煙率は減少傾向にあるが、目標の11.3%に達していない。

02 市民健康づくり・生活習慣調査

■ 年代別の喫煙率

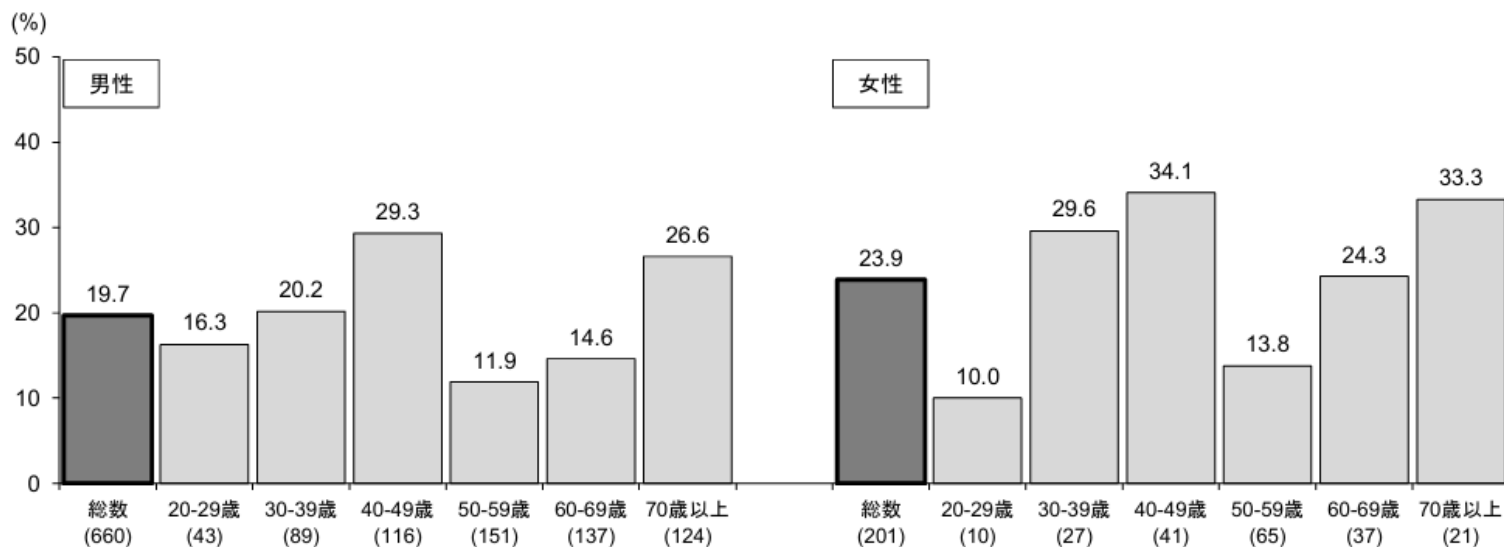


- 男女とも働く世代（20～50歳代）の喫煙率が高くなっている。

(参考：全国版) R5年度国民健康・栄養調査

■ 現在習慣的に喫煙している者におけるたばこをやめたいと思う者の割合

(出典：厚生労働省資料)

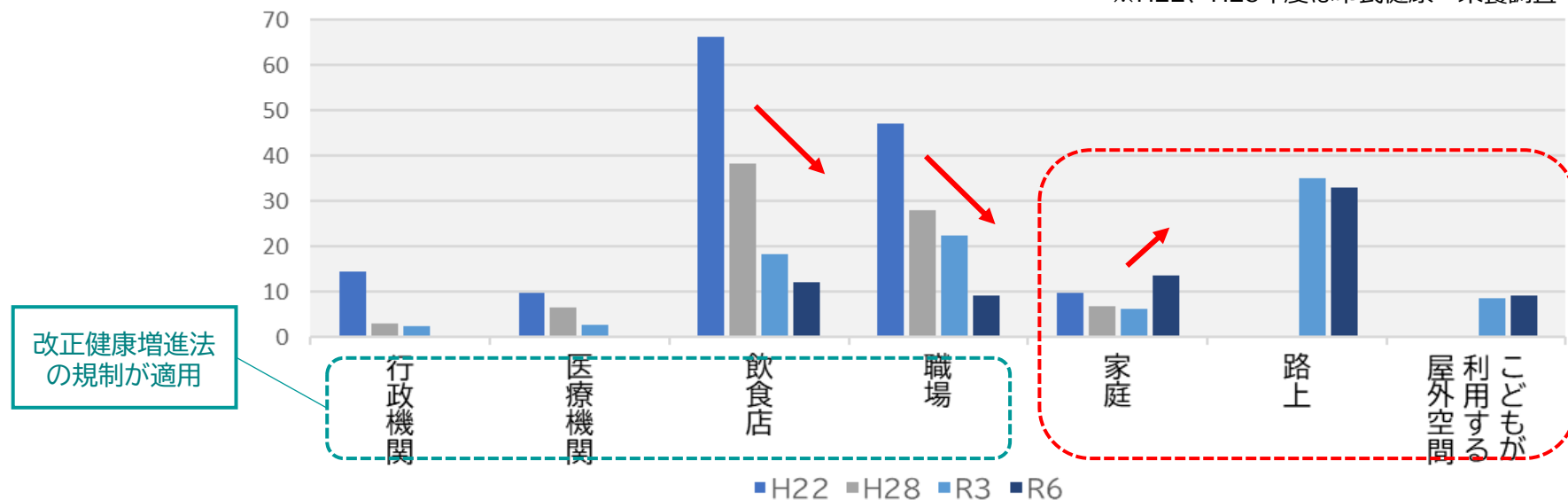


- 喫煙者の約2割（5人に1人）がタバコをやめたいと思っている。

02 市民健康づくり・生活習慣調査

■ 受動喫煙を経験した場所

※H22、H28年度は市民健康・栄養調査



- 令和6年度は、受動喫煙を経験した場所について、「路上」が最も多く、次いで「家庭」となっている。
- 「家庭」での受動喫煙が増加傾向にある。

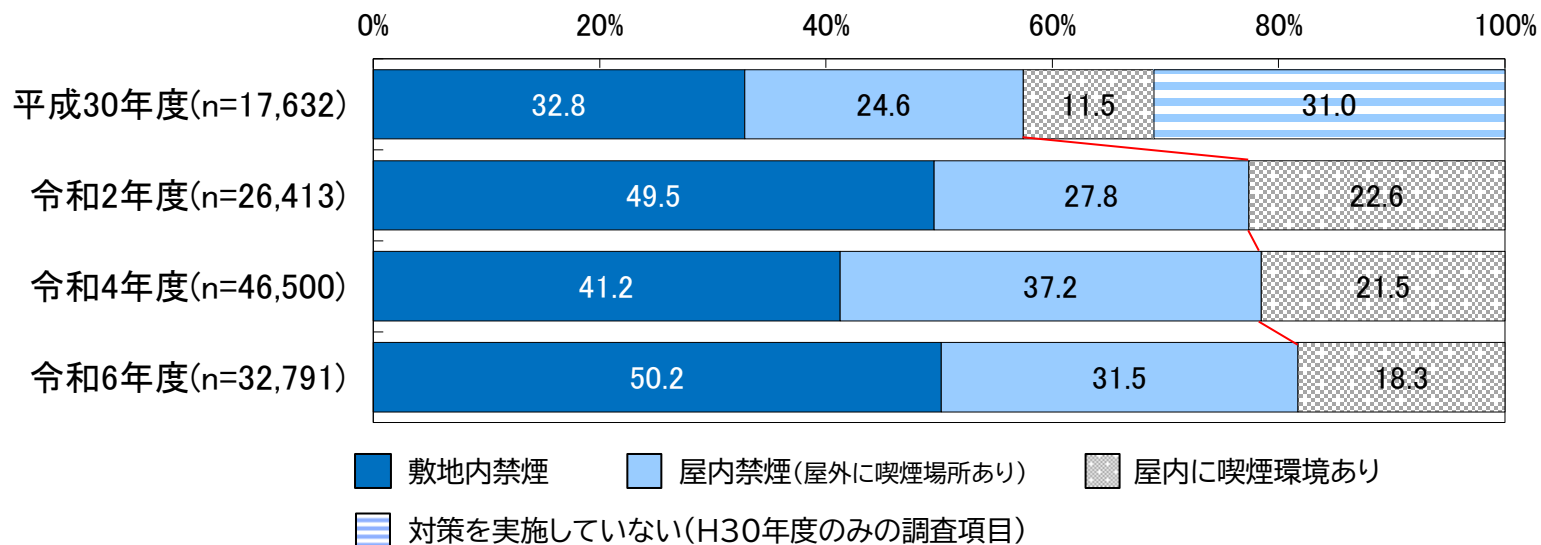
03 喫煙対策に関する施設調査

■ 調査概要

目的	市内の健康増進法第28条の対象施設における受動喫煙防止対策等の実施状況を把握することにより、今後の受動喫煙防止対策の推進方策の検討資料とする。
対象	令和4年次フレーム産業小分類のうち16の種別から、 4,000施設 を無作為抽出法により抽出（ただし、飲食店の情報は本市で管理しているデータを使用）
時期	令和6年11月
方法	郵送配布・郵送回収（有効回答率：51.4%）

03 喫煙対策に関する施設調査

■ 施設の喫煙環境（経年比較）



- 令和2年の改正健康増進法の全面施行を契機に、屋内禁煙とする施設の割合が増加している。

03 喫煙対策に関する施設調査

■ 事業所における受動喫煙防止対策の状況

改正健康増進法の規制

第一種施設

保育園・幼稚園、学校、児童福祉施設
病院、診療所、薬局、行政機関庁舎 等



敷地内禁煙

屋内：完全禁煙（喫煙場所の設置不可）

屋外：喫煙場所を設ける場合、特定屋外喫煙場所
の基準を満たすことが必要

特定屋外喫煙場所の基準

- ①喫煙できる場所が区画されている
- ②喫煙できる場所である旨を記載した 標識を掲示する
- ③人が通常立ち入らない場所に設置する

調査結果

施設の喫煙環境

敷地内禁煙	95.7%	敷地内禁煙率 95.7%
屋内禁煙（屋外に喫煙場所あり）	4.1%	
屋内に喫煙場所あり	0.2%	

屋外に喫煙場所 のある施設

屋外喫煙場所の基準への適合

特定屋外喫煙場所 **16.1%**

- 敷地内禁煙化は進んでいるものの、屋外喫煙場所の法的義務への対応が不十分である。

03 喫煙対策に関する施設調査

■ 事業所における受動喫煙防止対策の状況

改正健康増進法の規制

第二種施設

事業所、工場、ホテル・旅館、飲食店
商業施設、コンビニ、老人ホーム 等



原則屋内禁煙

屋内 屋内に喫煙室を設置する場合、**技術的基準**
及び**標識掲示**の基準を満たすことが必要

屋外 規制なし（配慮義務がある）

技術的基準

- ① 室内に流入する空気の気流が0.2m/sである
- ② 壁、天井等で区画されている
- ③ たばこの煙が屋外または外部に排気されている

調査結果

施設の喫煙環境

敷地内禁煙	45.3%	} 屋内禁煙率 79.8%
屋内禁煙（屋外に喫煙場所あり）	34.5%	
屋内に喫煙環境あり	20.2%	

屋内に喫煙場所 のある施設

屋内喫煙室の基準への適合

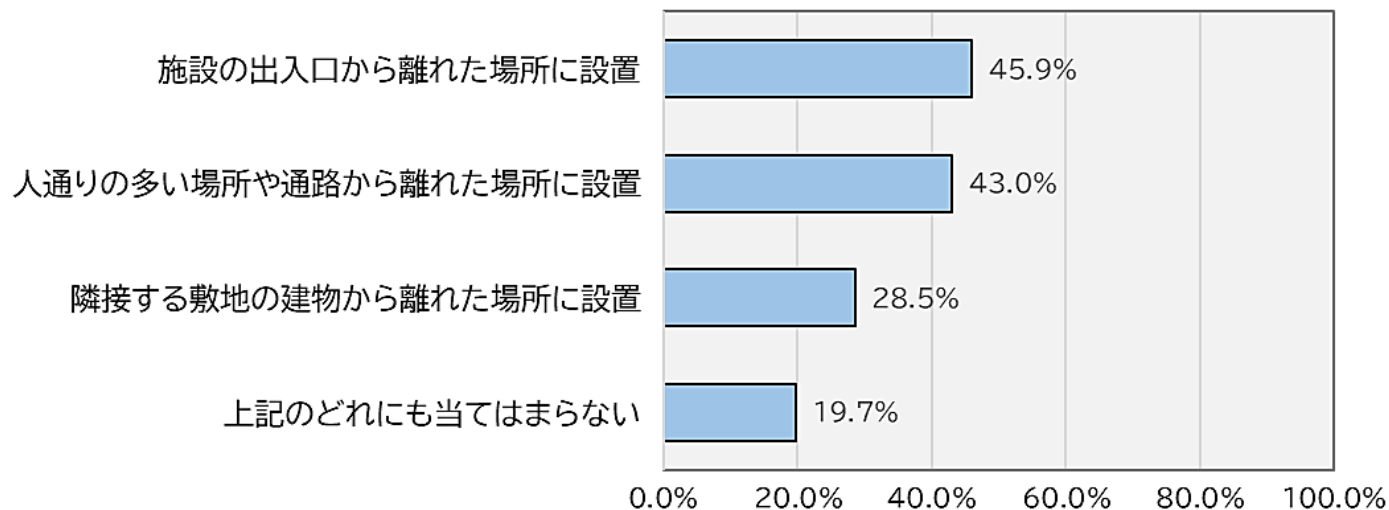
技術的基準	15.1%
標識掲示	40.1%

- 屋内禁煙化は進んでいるものの、喫煙室の法的義務への対応が不十分である。

03 喫煙対策に関する施設調査

■ 屋外の喫煙場所の対策状況（第二種施設）

喫煙場所を設置する際は、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮する義務がある。



- 屋外喫煙場所における受動喫煙防止への配慮の対応が十分でない。

04 加熱式タバコについて

■ 主なタバコの形態

(参考) 厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「e-ヘルスネット」

種類	特徴	葉たばこが原料	ニコチン	法の規制
紙巻タバコ	刻んだたばこを紙で巻いて、火をつけて使用するもの。フィルターが付いたものと付いていないものがある。	該当	含まれる	対象
葉巻・シガー	乾燥・加工したたばこ葉を巻いたもの。大きさ（長さや太さ）が多様。	該当	含まれる	対象
加熱式タバコ	新型たばこのひとつで、たばこ葉やその加工品を加熱して吸引するもの。たばこ事業法上は、「パイプたばこ」に分類されている。	該当	含まれる	対象
水タバコ	たばこの煙を水にくぐらせて吸うもの。装飾的な器具を用い、まわしのみなどをする。中東、東欧で用いられており、近年広がりを見せている。	該当	含まれる	対象
電子タバコ	香料などを含む溶液を電氣的に加熱し、発生させたエアロゾル（蒸気）を吸入する製品。ニコチン以外の発がん性物質が発生する可能性があり、健康影響が懸念される。	該当しない	含まれない (※)	対象外

(※) 日本ではニコチンを含むものは現在販売されていないが、諸外国ではニコチンを含むものが流行している。

04 加熱式タバコについて

加熱式タバコの概要

- わが国では2013年12月から販売が開始され、2016年ごろから急速に普及してきた。
- 喫煙者の20%以上が加熱式タバコを使用しており、中でも、若い喫煙者では加熱式タバコを使用する人が多く、20～30代では男性で約40%、女性で約50%に達している。

加熱式タバコの健康影響

- 化学成分を分析した結果からは、加熱式タバコの主流煙には、多くの種類の有害化学物質が含まれるものの、ニコチン以外の有害物質の量は少なかったと報告されているが、販売開始からの年月が浅いため、長期使用に伴う健康影響は明らかになっていない。
- 量が少ないとしても、タバコ煙にさらされることについては安全なレベルというものがなく、喫煙者と受動喫煙者の健康に悪影響を及ぼす可能性が否定できないと考えられている。
- 2020年の診療報酬改定において、加熱式タバコ使用者も健康保険による禁煙治療の対象として正式に認められている。

(参考) 国立研究開発法人国立がん研究センターサイト「国立がん研究センターがん情報サービス」
厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「e-ヘルスネット」

05 受動喫煙防止対策の課題・対策

■ 調査結果における課題・対策

事業所 飲食店 (職場)	<ul style="list-style-type: none">・ 屋内禁煙化が進み、受動喫煙を経験した場所としての割合は減少傾向にある。・ 屋内喫煙場所の法的義務への対応が十分でない。・ 屋外喫煙場所の配慮の対応が十分でない。	<ul style="list-style-type: none">・ 事業所等が法令遵守を徹底するための普及啓発・ 屋外喫煙場所の対策を促すための普及啓発
家庭	<ul style="list-style-type: none">・ 受動喫煙が生じている場所としての割合が増加している。	<ul style="list-style-type: none">・ 同居する人や近隣に受動喫煙を生じさせない配慮の啓発
路上 屋外空間	<ul style="list-style-type: none">・ 受動喫煙が生じている場所としての割合が最も高い。・ 屋内禁煙化に伴い喫煙者が増加して様々な問題が生じている。	<ul style="list-style-type: none">・ 喫煙マナーの啓発・ 実効性のある対策を検討

全体的な取組

- 社会全体で受動喫煙防止に取り組むという機運の醸成
- 受動喫煙防止の本質的な対策として喫煙率の減少に取り組む

ライフステージに応じた
喫煙率減少の取組

06 喫煙率の減少に向けた取組

課題と現状

- 働く世代の喫煙率が高く、また、加熱式タバコを喫煙する者も増えてきている。
- 喫煙者の約2割がタバコをやめたいと思っており、禁煙を希望する者の支援が必要である。
- 20歳未満の喫煙率は0%であるが、将来の喫煙を防止するため、こどもたちの喫煙防止に引き続き取り組むことが必要である。

取組の方向性

- ライフステージに応じた健康づくりの視点から、世代ごとに方針を整理し、喫煙率の減少に取り組む。

次世代の
こどもたち

- 喫煙防止の早期教育・啓発
- こどもたちを取り巻く大人たちへ向けた啓発

- 学校等と連携したこどもたちの喫煙防止の取組 **取組①**
- 母子健康手帳の交付時や妊婦健診時などにおける妊婦への啓発・禁煙支援

働く世代
高齢世代

- 加熱式タバコを含めたタバコに関する正しい知識の普及啓発
- 禁煙希望者への禁煙支援

- 喫煙者へのアプローチと禁煙支援 **取組②**
- 職域保健と連携した禁煙支援体制の充実 **取組③**

⇒ 取組の効果的に推進するために、多様な主体が連携・協働してアプローチする必要がある。

06 喫煙率の減少に向けた取組

取組① 学校等と連携したこどもたちの喫煙防止の取組

幼稚園・保育園

小・中・高等学校

大学・専門学校

● 防煙紙芝居の実施

保育園や認定こども園で、防煙に関する紙芝居の読み聞かせを行う。

● 保護者への啓発

園児の保護者に対して、受動喫煙防止や喫煙防止教育の必要性を周知する啓発チラシを配付する。



● 保健の授業

各教育委員会において、指導要領に則り小学校から発達段階に応じた教育を行っている。

● リフレットの配付

市内の小4・中1・高1の全生徒に対して、喫煙防止のための啓発リーフレットを配付する。

● 医師会による「防煙教室」

小中学校の児童を対象に、学校医または区医師会が派遣した医師が喫煙の有害性を伝えている。

● 喫煙に関する講義

保健センターと大学、専修学校等が連携し、学生等への喫煙防止に関する講義を行う。



06 喫煙率の減少に向けた取組

取組② 喫煙者へのアプローチと禁煙支援

公共喫煙所へのポスター掲示

タバコをやめたい喫煙者は2割おり、こうした喫煙者への支援が必要ことから、喫煙者が集まる公共喫煙所に啓発ポスターを掲示して、禁煙に関する情報提供を効果的に行う。



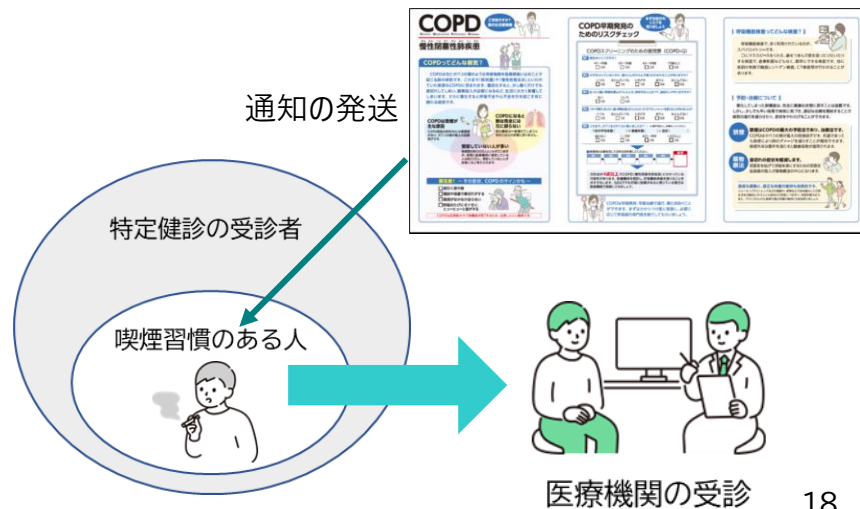
喫煙に関する正しい知識の啓発



禁煙支援の情報提供

特定健診受診者への個別通知

国保加入者に対して、特定健康診査受診時の禁煙支援が有効であると考えられるため、健診受診者のうち喫煙者に対して、COPD（タバコ肺）や禁煙に関する情報提供をするための通知を送付し、医療機関の受診へつなげる。



医療機関の受診

06 喫煙率の減少に向けた取組

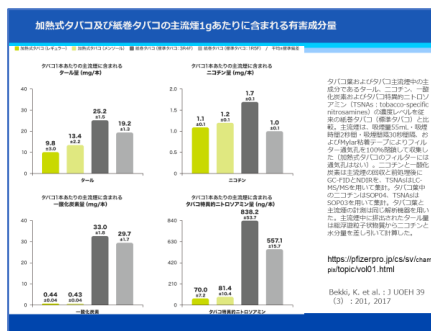
取組③ 職域保健と連携した禁煙支援体制の充実

禁煙指導に関する研修会

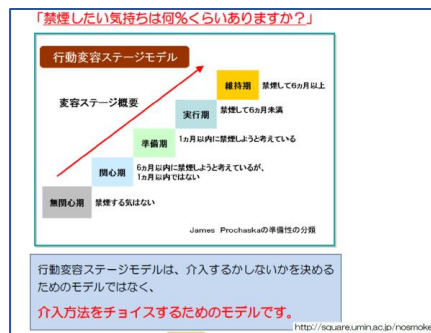
禁煙支援の担い手となる保健師等のスキルアップを目的として、禁煙治療の実際や禁煙支援のあり方等について学び、実践に役立てるためのセミナーを開催した。

開催日 令和7年1月31日（金）
共催 広島市・広島産業保健総合支援センター
対象者 産業保健に携わる保健医療関係者
 各区保健センター保健師 等
講師 広島市産業保健総合支援センター
 産業保健相談員 津谷 隆史 氏

➡ 79名が参加



加熱式タバコの健康影響について



2. 保険診療の流れ
 健康保険を使った標準禁煙治療は、12週間に5回のプログラムです。

1. ニコチン依存症管理料1
 算出方法 (保険ごとに算定する場合)

項目	2回目	3回目	4回目	5回目
1. ニコチン依存症管理料1 イ 初回	230円			
ロ 2回目から4回目まで ① 禁煙治療を行った場合	184円			
② 禁煙治療料を既に支払った場合	155円			
ハ 5回目	184円			
2. ニコチン依存症管理料2 (1-2週につき)	800円			

2. ニコチン依存症管理料2
 禁煙外来は初日から5回目まで一貫した治療と定めていますが、令和2年度診療報酬改定により、初回診療時に自費で算定することが可能となりました。
 「ニコチン依存症管理料2」の場合も、2回目～4回目の診療をオンラインで行うことができます。
 【ニコチン依存症管理料2】 初回) 800円 ① ② ③ ④

保険診療について

「問題行動に気づいているけどやめられない」
関心期の人へのアプローチ

「メリットで動機の強化」

《関心期の特徴》
 ・「禁煙したい」と思いつく、喫煙継続にも価値を認める！
 という2つの相反する感情を持ち合わせています。
 → タバコをやめたい気持ちと、やめたくない気持ちが
 綱引きをしている状態です。『感情の両面性』と言います。

<http://square.umh.ac.jp/nosmoke/>

ステージに応じた禁煙指導について